

大 気 環 境

目 次

表 1	大気汚染に係る環境基準	(1)
表 2	汚染物質別の測定方法	(1)
表 3	大気汚染測定局が設置されている市町村 (2018 年度)	(2)
表 4	測定局及び測定項目一覧	(2)
表 5	ばい煙発生施設等に係る規制の概要	(5)
表 6	粉じん発生施設に係る規制の概要	(6)
表 7	特定特殊自動車に係る規制の概要	(6)
表 8	大気汚染防止法、電気事業法、ガス事業法及び鉱山保安法に基づく種類別、 ばい煙発生施設の設置状況	(6)
表 9	大気汚染防止法、電気事業法及び鉱山保安法に基づく 種類別一般粉じん発生施設の設置状況	(7)
表 10	大気汚染防止法に基づく種類別揮発性有機化合物排出施設の設置状況	(7)
表 11	大気汚染防止法及び電気事業法に基づく種類別水銀排出施設の設置状況	(7)
図 1	窒素酸化物に係る自動車排出ガスの量の許容限度(平均値)設定の推移 〔ガソリン・LPG車〕	(8)
図 2	窒素酸化物に係る自動車排出ガスの量の許容限度(平均値)設定の推移 〔ディーゼル車〕	(9)
図 3	粒子状物質 (PM) に係る自動車排出ガスの量の許容限度 (平均値) の推移	(10)

表 1 大気汚染に係る環境基準

項目	二酸化硫黄 (SO ₂)	二酸化窒素 (NO ₂)	一酸化炭素 (CO)	浮遊粒子状物質 (SPM)	光化学オキシダント (Ox)
環境基準	1時間値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	1時間値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	1時間値が10ppm以下であり、かつ、1時間値が20ppm以下であること。	1時間値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	1時間値が0.06ppm以下であること。
評価方法	昭和48年5月16日環境庁告示	昭和53年7月11日環境庁告示	昭和48年5月8日環境庁告示	昭和48年5月8日環境庁告示	昭和48年5月8日環境庁告示
評価方法	年間にわたる1時間値のうち、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が0.04ppm以下であること。ただし、1日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。	年間にわたる1時間値のうち、測定値の低い方から98%に相当する値が0.06ppm以下であること。	年間にわたる1時間値のうち、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が10ppm以下であること。ただし、1日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。	年間にわたる1時間値のうち、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が0.10mg/m ³ 以下であること。ただし、1日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続しないこと。	年間を通じて、1時間値が0.06ppm以下であること。ただし、5時から20時の昼間時間帯について評価すること。

表 2 汚染物質別の測定方法

測定項目	測定方法
二酸化硫黄 (SO ₂)	紫外線蛍光法
窒素酸化物 (NO+NO ₂)	オゾンを用いる化学発光法
〔二酸化窒素 (NO ₂) 一酸化窒素 (NO)〕	非分散型赤外分析計法
一酸化炭素 (CO)	ベータ線吸収法
浮遊粒子状物質 (SPM)	紫外線吸収法
光化学オキシダント (Ox)	ベータ線吸収法
微小粒子状物質 (PM2.5)	水素炎イオン化検出器を用いたガスクロマトグラフ法
炭化水素 (HC) 〔非メタン炭化水素 (NMHC) メタン (CH ₄)〕	ガスクロマトグラフ質量分析法

2 有害大気汚染物質等

測定項目	測定方法
アクリロニトリル	高速液体クロマトグラフ法
塩化ビニルモノマー	
クロホルム	
1,2-ジクロロエタン	
ジクロロメタン	
トリクロロエチレン	
テトラクロロエチレン	
1,3-ブタジエン	
ベンゼン	
酸化エチレン	
トルエン	
塩化メチル	
アセトアルデヒド	
ホルムアルデヒド	
ベンゾ[a]ピレン	
ニッケル化合物	
クロム及びその化合物	
バリウム及びその化合物	
マンガン及びその化合物	
ヒ素及びその化合物	
水銀及びその化合物	

3 ダイオキシン類

測定項目	測定方法
ダイオキシン類	高分解能ガスクロマトグラフ質量分析法

(資料) 環境局調べ

表 1 大気汚染に係る環境基準

項目	二酸化硫黄 (SO ₂)	二酸化窒素 (NO ₂)	一酸化炭素 (CO)	浮遊粒子状物質 (SPM)	光化学オキシダント (Ox)
環境基準	1年平均値が15µg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35µg/m ³ 以下であること。(平成21年9月9日環境庁告示)	1年平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。(平成11年12月27日環境庁告示)	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。(平成9年2月4日環境庁告示)	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。(平成13年4月20日環境庁告示)	1年平均値が0.06ppm以下であること。
評価方法	同一地点における年平均値及び1日平均値のうち98パーセンタイル値で評価する。	同一地点における1年間の全ての検体の測定値の算術平均値により評価する。	同一地点における年平均値と認められる値との比較によって評価を行う。	同一地点における年平均値と認められる値との比較によって評価を行う。	同一地点における1年間の全ての検体の測定値の算術平均値により評価する。

2 有害大気汚染物質

物質名	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン
環境基準	年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。(平成9年2月4日環境庁告示)	年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。(平成30年11月19日環境省告示)	年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。(平成9年2月4日環境庁告示)	年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。(平成13年4月20日環境庁告示)
評価方法	同一地点における年平均値と認められる値との比較によって評価を行う。	同一地点における年平均値と認められる値との比較によって評価を行う。	同一地点における年平均値と認められる値との比較によって評価を行う。	同一地点における年平均値と認められる値との比較によって評価を行う。

3 ダイオキシン類

物質名	ダイオキシン類
環境基準	1年平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。(平成11年12月27日環境庁告示)
評価方法	同一地点における1年間の全ての検体の測定値の算術平均値により評価する。

(資料) 環境局調べ

区 城	番 号	測 定 局	所 在 地	測 定 項 目						備 考														
				二 酸 化 硫 黄	窒 素 酸 化 物	一 酸 化 炭 素	浮 遊 粒 子 状 物 質	光 化 学 オ キ シ ダ ン ト	微 小 粒 子 状 物 質		炭 化 水 素	風 向 ・ 風 速												
東 三 河 区 城	15	豊 橋 市 大 崎 町	大崎町字柿ノ木16	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
	16	豊 橋 市 卷	石巻町字西浦16	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
	17	豊 橋 市 二 川	大岩町字東郷内111-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
	18	豊 橋 市 野 依	野依町字諏訪149-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
	19	豊 橋 市 野 依	野依町字諏訪149-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
	20	豊 橋 市 野 依	野依町字諏訪149-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
	21	豊 橋 市 野 依	野依町字諏訪149-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
	22	豊 橋 市 野 依	野依町字諏訪149-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
	23	豊 橋 市 野 依	野依町字諏訪149-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
	24	豊 橋 市 野 依	野依町字諏訪149-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
	東 三 河 区 城 計				3	4	0	6	5	4	0	6	5	4	0	6	5	4	0	6	5	4	0	6
	尾 張 区 城	25	一 宮 市 松 蔭 通	一宮市松蔭通七丁目27-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
		26	一 宮 市 小 信 中 島	小信中島字川南12-3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
		27	一 宮 市 木 曾 川 消 防 署	木曾川町大字黒田字北宿二丁目247-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
		28	津 島 市 埋 田 町	埋田町二丁目123-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
		29	大 山 消 防 署	大山市大字五郎丸字下前田1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
		30	江 南 市 古 知 野 町	江南市古知野町花震74	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
		31	岩 倉 市 中 本 町	岩倉市中本町字出口白山1-4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
		32	弥 富 市 役 所	弥富市前ノ須町南本田379-1,379-3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
		33	豊 山 町 豊 場	豊山町大字豊場字城屋敷117	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
34		あ ま 市 伊 福 小 学 校	あま市七宝町伊福河原28	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
尾 張 区 城 計				3	10	0	10	10	3	1	9	10	3	1	9	10	3	1	9	10	3	1	9	

区 城	番 号	測 定 局	所 在 地	測 定 項 目						備 考												
				二 酸 化 硫 黄	窒 素 酸 化 物	一 酸 化 炭 素	浮 遊 粒 子 状 物 質	光 化 学 オ キ シ ダ ン ト	微 小 粒 子 状 物 質		炭 化 水 素	風 向 ・ 風 速										
陸 区 城	35	豊 田 市 北 部 局	加納町西股75	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	36	豊 田 市 東 部 局	宝来町(宝来町)4-758-10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	37	豊 田 市 中 部 局	三軒町(三軒町)6-23-5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	38	豊 田 市 南 部 局	竹元町(竹元町)南細畔3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	豊 田 市 管 理 測 定 局 小 計				注2	2	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
	39	豊 田 市 朝 宮 公 園	春日井市朝宮町四丁目1-2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	40	小 牧 高 校	小牧市小牧一丁目321	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	41	知 立 市 夜 所	知立市広見三丁目1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	42	尾 張 旭 市 東 大 道 町	尾張旭市東大道町山の内2419-5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	43	豊 明 中 学 校	豊明市西川町横井4-15	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	44	日 進 市 五 色 園	日進市五色園二丁目2716	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	45	東 郷 町 春 木	東郷町春木字申下1335-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
46	長 久 手 中 学 校	長久手市岩作権代30-3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
内 陸 区 城 計				5	12	1	12	12	7	3	12	12	7	3	12	12	7	3	12			
衣 浦 区 城	47	半 田 市 東 洋 町	半田市東洋町一丁目3-6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	48	碧 南 市 川 口 町	碧南市川口町一丁目169	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	49	刈 谷 市 寿 町	刈谷市寿町一丁目409	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	50	常 滑 市 新 開 町	常滑市新開町6-3-2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	51	常 滑 市 保 健 セ ン タ ー	常滑市保健センター(注4)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	52	大 府 小 学 校	大府市桃山町五丁目44	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	53	高 浜 小 学 校	高浜市青木町六丁目1-15	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	54	阿 久 比 中 学 校	阿久比町大字卯坂字半田ヶ峰1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	55	東 浦 町 夜 場	東浦町大字緒川字政所20	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	55	武 豊 町 夜 場	武豊町字長尾山19	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
衣 浦 区 城 計				2	9	0	9	9	5	2	9	9	5	2	9	9	5	2	9	9	5	2

(自動車排出ガス測定局)

区 域	番 号	測 定 局 所 在 地	測 定 項 目						備 考	
			二 酸 化 硫 黄	一 酸 化 炭 素	浮 遊 粒 子 状 物 質	光 化 学 オ キ シ タ ン ト	微 小 粒 子 状 物 質	炭 化 水 素		風 向 ・ 風 速
そ の 他 区 域	56	岡崎市羽根	○	○	○	○	○	○		
	57	管理 東部聖山	○	○	○	○	○	○		
		測定局	1	2	0	2	2	1	0	2
	58	安城農林高校	○	○	○	○	○	○	○	○
	59	愛厚ホーム西尾苑	○	○	○	○	○	○	○	○
	60	西尾市役所一色支所	○	○	○	○	○	○	○	○
61	田原市古田町	○	○	○	○	○	○	○	○	
62	美浜町奥田	○	○	○	○	○	○	○	○	
63	幸田小学校	○	○	○	○	○	○	○	○	
64	新築消防署	○	○	○	○	○	○	○	○	
そ の 他 区 域 計			3	9	0	9	9	6	2	8
合 計			22	62	2	64	63	42	12	62

- (注1) 南部局 (竹元町) 及び常滑市保健センターを除き、2019年3月31日現在のものがある。
- (注2) 南部局 (竹元町) の二酸化硫黄は、2018年5月で廃止したが、測定項目数を含む。
- (注3) 常滑浄化センターは、2018年10月測定開始。
- (注4) 常滑市保健センターは、2018年9月で廃止。番号は欠番とした。
- (注5) 常滑市保健センターと常滑浄化センターの測定項目数は重複して計上はしない。
- (資料) 環境局調べ

区 域	番 号	測 定 局 所 在 地	測 定 項 目						備 考	
			二 酸 化 硫 黄	一 酸 化 炭 素	浮 遊 粒 子 状 物 質	光 化 学 オ キ シ タ ン ト	微 小 粒 子 状 物 質	炭 化 水 素		風 向 ・ 風 速
名 古 屋 区 域	1	上下水道局北営業所	○	○	○	○	○	○	○	
	2	名 古 屋 市 管 理 局 小 計	○	○	○	○	○	○	○	
	3	名 古 屋 市 管 理 局 小 計	○	○	○	○	○	○	○	
	4	熱田区旗屋一丁目 10-45	○	○	○	○	○	○	○	
	5	熱田区神宮公園	○	○	○	○	○	○	○	
	6	熱田区港陽一丁目 1-65	○	○	○	○	○	○	○	
	7	熱田区港陽一丁目 1304	○	○	○	○	○	○	○	
	8	熱田区元塩町 2	1	7	1	7	3	7	1	7
名古屋市区域計			1	8	2	8	3	8	2	8
東 三 河 区 域	9	豊橋市今橋	○	○	○	○	○	○	○	
	10	豊橋市管理局小計	1	1	1	1	0	1	0	1
		豊橋市管理局小計	○	○	○	○	○	○	○	
東三河市区域計			1	2	2	2	0	1	1	2
尾 張 区 域	11	稲沢市役所	○	○	○	○	○	○	○	
	12	清須市阿原	○	○	○	○	○	○	○	
	13	豊山町栄児童遊園	○	○	○	○	○	○	○	
	14	あま市稲荷公園	○	○	○	○	○	○	○	
	15	蟹江町八幡	○	○	○	○	○	○	○	
尾張市区域計			0	5	2	5	2	1	1	5

表5 ばい煙発生施設に係る規制の概要

規制対象物質等	規制の種類	根拠法令	対象地域	規制対象
硫黄酸化物	K値規制	大気汚染防止法	県内全域	各ばい煙発生施設 (法対象施設)
		県民の生活環境の保全等に関する条例	県内全域	各ばい煙発生施設 (法対象施設より小規模な施設等)
	総量規制	大気汚染防止法	名古屋区域及び衣浦区域	特定工場等
	総排出量規制	県民の生活環境の保全等に関する条例	三河山間部を除く区域	大気指定工場等
ばいじん	濃度規制	大気汚染防止法	県内全域	各ばい煙発生施設 (法対象施設)
		県民の生活環境の保全等に関する条例	県内全域	各ばい煙発生施設 (法対象施設)
	構造並びに使用及び管理に関する規制(建築集じん装置の設置など)	大気汚染防止法	県内全域	各ばい煙発生施設 (法対象施設)
	濃度規制	県民の生活環境の保全等に関する条例	県内全域	各ばい煙発生施設 (法対象施設)
窒素酸化物	濃度規制	大気汚染防止法	県内全域	金属溶解炉、電気炉(一定用途に限る)又は骨材乾燥炉を設置する工場・事業場
		工場・事業場に係る窒素酸化物対策指針等	県内全域	各ばい煙発生施設 (法対象施設)
	濃度規制	大気汚染防止法	県内全域	大気指定工場等に設置するディーゼル機関、ガスタービン、ガス機関及びガソリン機関
	濃度規制	大気汚染防止法	県内全域	各ばい煙発生施設 (法対象施設)
揮発性有機化合物	濃度規制	大気汚染防止法	県内全域	各ばい煙発生施設 (法対象施設)
		県民の生活環境の保全等に関する条例	県内全域	各ばい煙発生施設 (法対象施設より小規模な施設等)
	指定物質抑制基準(濃度基準)	大気汚染防止法	県内全域	指定物質排出施設
	濃度規制	大気汚染防止法	県内全域	揮発性有機化合物排出施設
水銀等	濃度規制	大気汚染防止法	県内全域	水銀排出施設
		構造並びに使用及び管理に関する規制	県民の生活環境の保全等に関する条例	県内全域

*1 大気汚染防止法で定める有害物質は、カドミウム及びその化合物、塩素及び強化水素、弗素、珪素、鉛及びその化合物並びに窒素酸化物の5物質
 県民の生活環境の保全等に関する条例で定める有害物質は、カドミウム及びその化合物、塩素及び強化水素、弗素、酸化水素及び亜化理素、鉛及びその化合物、酸化水素、二酸化硫素、シアノ及びその化合物、ホルムアルデヒド、トルエン、メチルエチルケトン、シクロヘキササン、メチルアルコール、酢酸エチル、酢酸ブチル、酢酸メチル、メチルエチルケトン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、アクリロニトリル並びに酸化エチレンの22物質
 *2 指定物質はベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンの3物質
 (注) 2019年4月1日現在
 (資料) 環境局調べ

区 域	番 号	測 定 局 所	測 定 項 目	備 考													
				二 酸 化 硫 黄	一 酸 化 炭 素	浮 遊 粒 子	光 学 散 射 係 数	微 小 粒 子	炭 化 水 素	風 向	風 速						
内 陸 区 域	16	瀬戸市陶原町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	17	春日井市勝川小学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	18	日進市上納池スポーツ公園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内 陸 区 域 計			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
衣 浦 区 域	19	碧南市文化会館	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	衣 浦 区 域 計			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
そ の 他 区 域	20	岡崎市矢作	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	21	管理大平	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	22	測定局 鴨田	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
そ の 他 区 域 計			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(注) 市町村名及び測定項目(○)は2019年3月31日現在のものである。
 (資料) 環境局調べ

表 6 粉じん発生施設に係る規制の概要

規制対象物質	規制の種類	根拠法令	対象地域	規制対象
特定粉じん (石綿)	敷地境界における濃度規制	大気汚染防止法	県内全域	石綿含有製品の製造に用いる切断機等の特定粉じん発生施設を有する工場・事業場
特定建築材料 (吹付け石綿等)	作業基準に関する規制	大気汚染防止法	県内全域	吹付け石綿並びに石綿含有断熱材、保温材及び耐火被覆材を使用している建築物等の解体、改造又は補修作業
一般粉じん	構造並びに使用及び管理に関する規制	大気汚染防止法	県内全域	堆積場、ベルトコンベア等の一般粉じん発生施設
粉じん	構造並びに使用及び管理に関する規制	県民の生活環境の保全等に関する条例	県内全域	堆積場、ベルトコンベア等の粉じん発生施設

(注) 2019年3月末現在
(資料) 環境局調べ

表 7 特定特殊自動車に係る規制の概要

規制対象	特定特殊自動車(オフロード特殊自動車) ※公道を走行しない特殊な構造の作業車(建設機械、農業機械等)
規制の種類	特定原動機技術基準及び特定特殊自動車技術基準(排出ガスの濃度基準等)
対象地域	県内全域
根拠法令	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律

(注) 2019年3月末現在
(資料) 環境局調べ

表 8 大気汚染防止法、電気事業法、ガス事業法及び鉱山保安法に基づく種類別、ばい煙発生施設の設置状況

項番号	施設の種別	大気汚染防止法	電気事業法	ガス事業法	鉱山保安法	計
1	ボイラー	7,678	83	10		7,771
2	ガス発生炉・ガス加熱炉	9	1			10
3	熔接炉・焼結炉・鍛冶炉	13				13
4	溶融炉・転炉・平炉	17				17
5	金属溶解炉	538				538
6	金属鑄造・圧延加熱・熱処理炉	1,314				1,314
7	石油加熱炉	40				40
8	触媒再生塔	2				2
8の2	燃焼炉	5				5
9	窯業焼成炉・溶融炉	355				355
10	反応炉・直火炉	62				62
11	乾燥炉	429			1	430
12	電気炉	29				29
13	廃棄物焼却炉	214				214
14	銅・鉛・亜鉛の精錬用熔解炉等	2				2
15	乾燥施設(カドミウム系顔料等製造用)					
16	廃棄物急冷施設					
17	溶解槽(塩化第二鉄製造用)					
18	活性炭製造用反応炉					
19	塩素・塩化水素反応施設等	10				10
20	電解炉(アルミ精錬用)					
21	焼成装置等製造施設	1				1
22	焼成製造用施設					
23	トリポリ機ナトリウム製造用施設					
24	溶解炉(鉛の二次精錬用)	22				22
25	溶解炉(鉛蓄電池製造用)					
26	鉛系顔料製造用溶解炉等					
27	硝酸製造用施設					
28	コーカス炉	10				10
29	ガスタービン	40	635			675
30	ディーゼル機関	402	1,928	9		2,339
31	ガス機関	6	228			234
32	ガソリン機関		1			1
	施設数計	11,198	2,876	19	1	14,094
	工場・事業場数	3,672	1,909	4	1	4,856

(注) 1 2019年3月末現在(名古屋府、豊橋市、岡崎市及び豊田市の分を含む。)

(注) 2 項番号は、大気汚染防止法施行令別表第1の項番号をいう。

(注) 3 工場・事業場の計は、大気汚染防止法、電気事業法、ガス事業法又は鉱山保安法に係る施設のみを有する(重複を除いた)業種の工場・事業場数を計上している。

(資料) 環境局調べ

表 9 大気汚染防止法、電気事業法及び鉱山保安法に基づく種類別一般粉じん発生施設
の設置状況

項番号	施設の種類	大気汚染防止法	電気事業法	鉱山保安法	計
1	コーラス炉	8	0	0	8
2	堆積場	601	10	0	611
3	ベルトコンベア及び バケツコンベア	3,230	127	18	3,375
4	破砕機及び降粉機	402	4	8	414
5	ふるい	346	7	7	360
	施設数計	4,587	148	33	4,768
	工場・事業場数	650	3	2	655

(注) 1 2019年3月末現在(名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、春日井市及び豊田市の分を含む。)

(注) 2 項番号は、大気汚染防止法施行令別表第2の項番号をいう。

(注) 3 工場・事業場数の計は、電気事業法又は鉱山保安法に係る施設の数に上乗せされている。

(資料) 環境局調べ

表 10 大気汚染防止法に基づく種類別揮発性有機化合物排出施設の設置状況

項番号	施設の種類	大気汚染防止法
1	化学製品製造用乾燥施設	5
2	塗装施設(吹付塗装)	126
3	塗装用乾燥施設	25
4	積層板、粘着テープ、シート、はく離 紙、包装材料製造接着用乾燥施設	89
5	接着用乾燥施設	14
6	オフセット輪転印刷用乾燥施設	16
7	グラビア印刷用乾燥施設	16
8	工業用洗浄施設	14
9	貯蔵タンク	3
	施設数計	308
	工場・事業場数	72

(注) 1 2019年3月末現在(名古屋市、豊橋市、岡崎市及び豊田市の分を含む。)

(注) 2 項番号は、大気汚染防止法施行令別表第1の2の項番号をいう。

(資料) 環境局調べ

表 11 大気汚染防止法及び電気事業法に基づく種類別水銀排出施設の設置状況

項番号	施設の種類	大気汚染防止法	電気事業法	計
1	小型石灰泥焼ボイラー	0	6	6
2	石灰燃焼ボイラー	0	13	13
3	一次施設(銅又は工業金)	0	0	0
4	一次施設(鉛又は亜鉛)	0	0	0
5	二次施設(銅、鉛又は亜鉛)	17	0	17
6	二次施設(工業金)	0	0	0
7	セメントの製造の用に供する焼成炉	0	0	0
8	廃棄物焼却炉	199	0	199
9	水銀回収施設	0	0	0
	施設数計	216	19	235
	工場・事業場数	129	10	139

(注) 1 2019年3月末現在(名古屋市、豊橋市、岡崎市及び豊田市の分を含む。)

(注) 2 項番号は、大気汚染防止法施行令別表第3の3の項番号をいう。

(注) 3 工場・事業場数の計は、大気汚染防止法又は電気事業法に係る施設の数に上乗せされている。

(資料) 環境局調べ

図1 窒素酸化物に係る自動車排出ガスの量の許容限度(平均値)設定の推移

[ガソリン・LPG車] ※17年規制から、中量車は1.7t超3.5t以下、重量車は3.5t超に変更されている。

1 乗用車

100%	48年4月前 (未規制)
71%	48年4月 (48年規制)
39%	50年4月 (50年規制)
27%	51年4月 (等価慣性重量1tを超えるもの) (51年規制)
20%	51年4月 (等価慣性重量1t以下のもの) (51年規制)
8%	53年4月 (53年規制) (0.25g/km)
2.5%	12年10月 (12年規制) (0.08g/km)
1.6%	17年10月 (17年規制) (0.05g/km)
1.6%	30年10月 (30年規制) (0.05g/km)

2 トラック・バス

(1) 軽量車

車両総重量
1.7t以下

100%	48年4月前 (未規制)
71%	48年4月 (48年規制)
59%	50年4月 (50年規制)
32%	54年1月 (54年規制)
19%	56年1月 (56年規制)
8%	63年12月 (63年規制) (0.25g/km)
2.5%	12年10月 (12年規制) (0.08g/km)
1.6%	17年10月 (17年規制) (0.05g/km)
1.6%	30年10月 (30年規制) (0.05g/km)

(2) 中量車

車両総重量
1.7t超
2.5t以下

※

100%	48年4月前 (未規制)
71%	48年4月 (48年規制)
59%	50年4月 (50年規制)
39%	54年1月 (54年規制)
29%	56年12月 (56年規制)
23%	元年10月 (元年規制) (0.7g/km)
13%	6年12月 (6年規制) (0.4g/km)
4.3%	13年10月 (13年規制) (0.13g/km)
2.3%	17年10月 (17年規制) (0.07g/km)
2.3%	30年10月 (30年規制) (0.07g/km)

(3) 重量車

車両総重量
2.5t超

※

100%	48年4月前 (未規制)
70%	48年4月 (48年規制)
59%	52年8月 (52年規制)
42%	54年1月 (54年規制)
29%	57年1月 (57年規制)
25%	元年10月 (元年規制) (650ppm)
20%	4年10月 (4年規制) (5.5g/kwh)
17%	7年12月 (7年規制) (4.5g/kwh)
5.3%	13年10月 (13年規制) (1.40g/kwh)
2.6%	17年10月 (17年規制) (0.7g/kwh)

3 軽貨物車

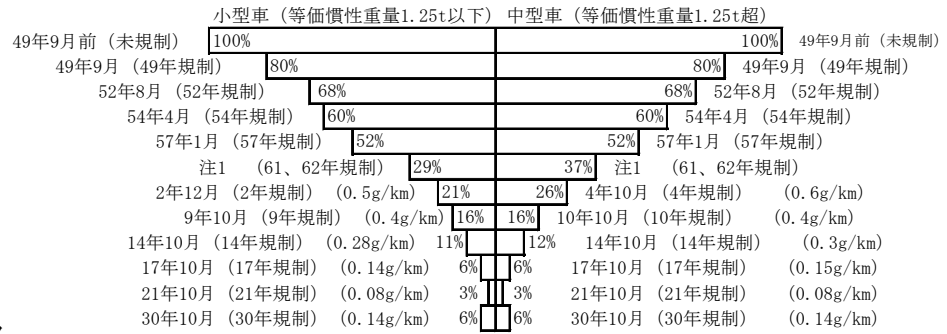
100%	48年4月前 (未規制)
71%	48年4月 (48年規制)
59%	50年4月 (50年規制)
39%	54年1月 (54年規制)
29%	57年1月 (57年規制)
16%	2年10月 (2年規制) (0.5g/km)
8%	10年10月 (10年規制) (0.25g/km)
4%	14年10月 (14年規制) (0.13g/km)
1.6%	19年10月 (19年規制) (0.05g/km)
1.6%	30年10月 (30年規制) (0.05g/km)

(資料) 環境局調べ

図2 窒素酸化物に係る自動車排出ガスの量の許容限度(平均値)設定の推移

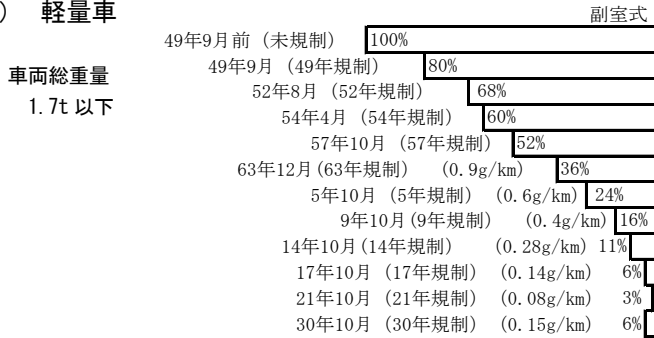
[ディーゼル車]

1 乗用車

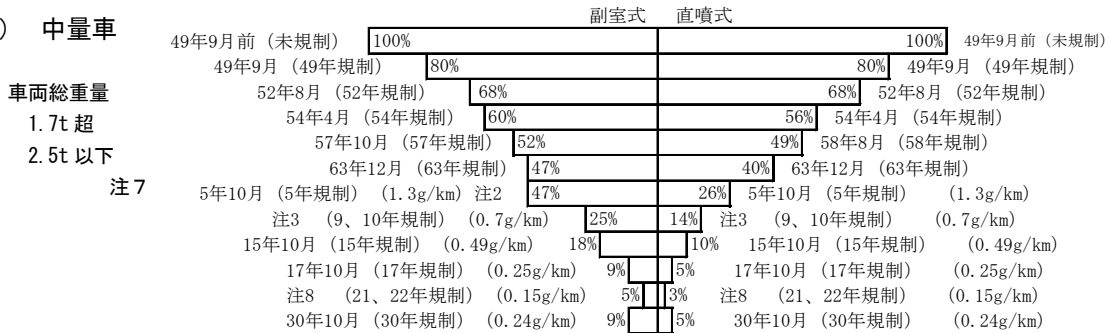


2 トラック・バス

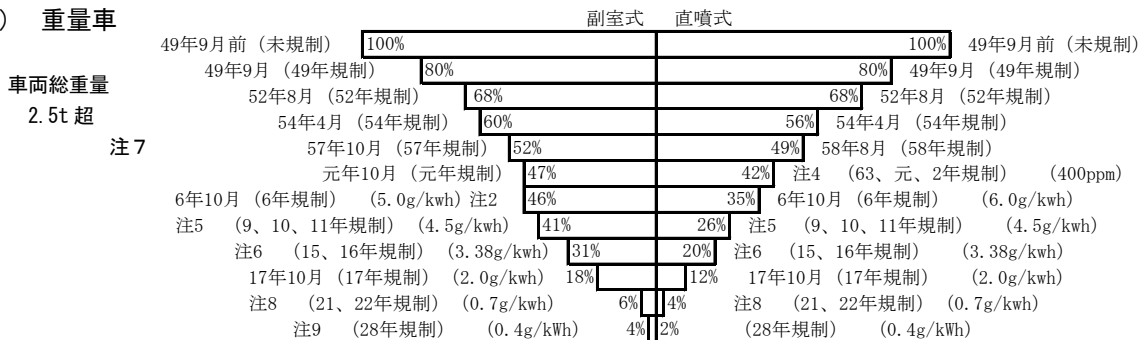
(1) 軽量車



(2) 中量車



(3) 重量車



注1. 61年規制: 61年10月手動変速機付車両
62年規制: 62年10月自動変速機付車両

2. 規制値の単位のみ変更

3. 9年規制: 9年10月手動変速機付車両
10年規制: 10年10月自動変速機付車両

4. 63年規制: 63年12月車両総重量3.5t以下のもの
元年規制: 元年10月車両総重量3.5t超のもの
(車両総重量8t超のトラクター、クレーン車を除く)
2年規制: 2年10月車両総重量8t超のトラクター、クレーン車

5. 9年規制: 9年10月車両総重量3.5t以下のもの
10年規制: 10年10月車両総重量3.5t超、12t以下のもの
11年規制: 11年10月車両総重量12t超のもの

6. 15年規制: 15年10月車両総重量1.7t超、12t以下のもの
16年規制: 16年10月車両総重量12t超のもの

7. 17年規制から中量車は1.7t超3.5t以下、重量車は3.5t超に変更される。

8. 21年規制: 21年10月車両総重量2.5t超3.5t以下のもの、12t超のもの
22年規制: 22年10月車両総重量1.7t超、2.5t以下のもの、3.5t超、12t以下のもの

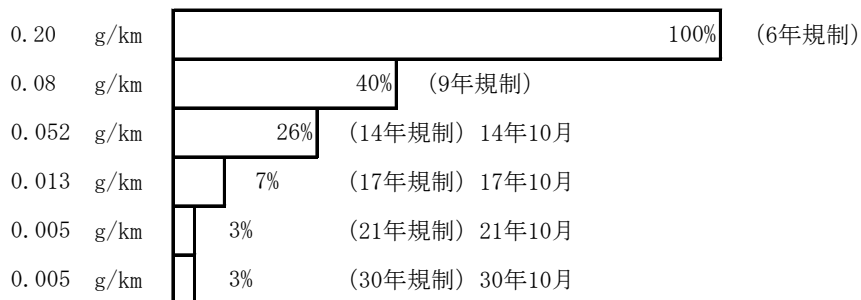
9. 28年規制: 28年10月車両総重量7.5t超のもの
(けん引自動車を除く)
29年10月車両総重量7.5t超のけん引自動車
30年10月車両総重量3.5t長7.5t以下のもの

(資料) 環境局調べ

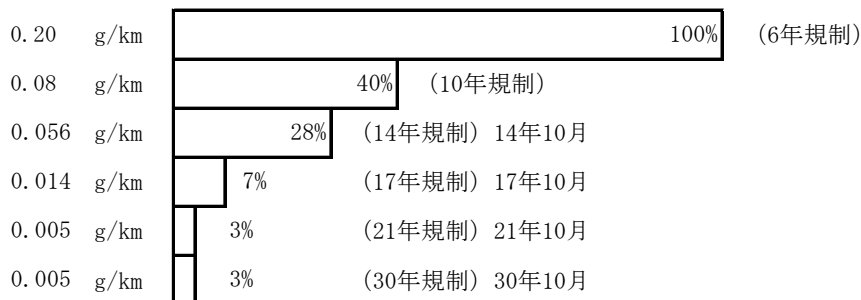
図3 粒子状物質（PM）に係る自動車排出ガスの量の許容限度（平均値）の推移

※17年規制から、中量車は1.7t超3.5t以下、重量車は3.5t超に変更されている。

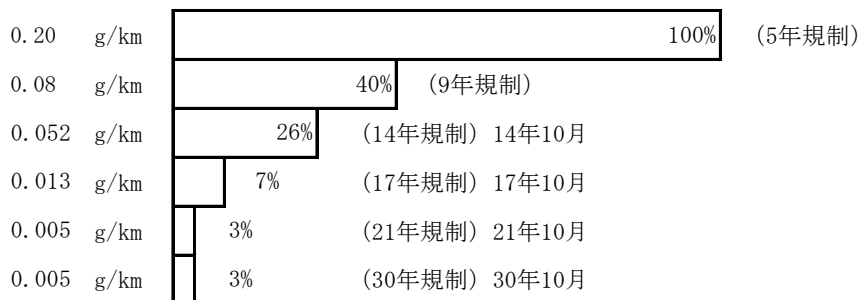
ディーゼル乗用車(小型車) (等価慣性重量 1.25t 以下)



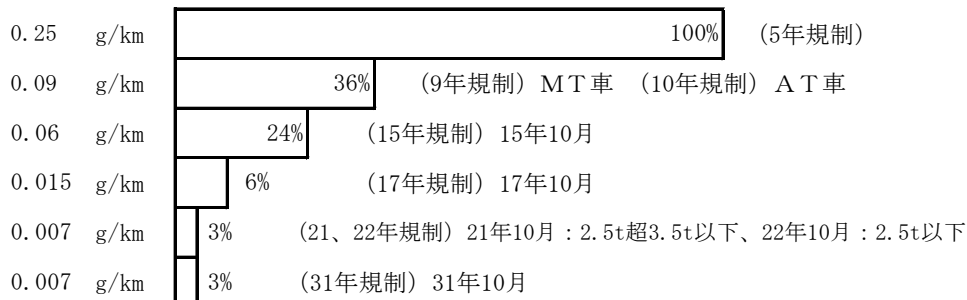
ディーゼル乗用車(中型車) (等価慣性重量 1.25t 超)



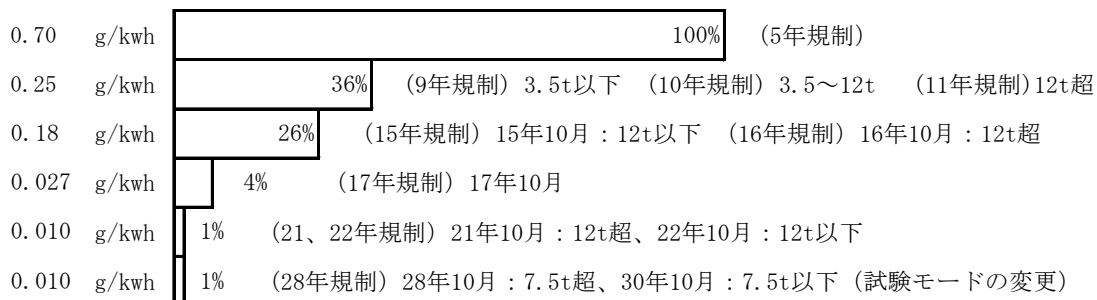
ディーゼル軽量車(車両総重量 1.7t 以下)



ディーゼル中量車(車両総重量 1.7t 超 2.5t 以下) ※



ディーゼル重量車(車両総重量 2.5t 超) ※



(資料) 環境局調べ